

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、関東平野のほぼ中央に位置し、首都東京から 60km、県都水戸市から 70km の距離にある。令和 4 年 4 月 1 日現在の人口は 21,167 人、世帯数 7,661 世帯で、そのうち 65 歳以上の高齢者は 6,637 人、高齢化率は 31.4% であり、高齢化率は近年増加傾向にある。

本町の地勢等については、総面積が 58.99 k m²、うち町の中央部を流れる山川を境に東部は水田が開け、西部は畑地がその大部分を占めていることから、農産物の生産が盛んで、白菜生産量日本一の町として知られている。

一方で、平成 28 年経済センサス活動調査によると、本町における事業所数は、967 事業所であるが、年々減少している。

特に製造業者の減少が著しい傾向にあり、従業者規模別事業所数及び従業者数に着目すると、従業者規模 30 人未満の事業所が抱える従業者数が、従業者全体の約 60% を占めていることから、当町の雇用は小規模事業所に支えられている状況である。

こうした中、町内における雇用の場を確保するため、新たな工業生産活動の拠点として「八千代工業団地」(約 8.8ha) の開発を進め、新たな企業が操業を開始しているところである。

本町は、AI (人工知能) の活用や先端設備機器などの導入、経営力向上に資する革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善を支援し、企業の定着に努め、また新分野を開拓する企業の誘致に取り組んでいくところである。

さらに、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者においては労働生産性の向上を図ることが求められる。

(2) 目標

経営の安定化に向けた取り組みを進めるとともに、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、中小企業者の労働生産性の飛躍的な向上を図るため、「先端設備等導入計画」の認定数を年間 5 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、特化した業種は特になく、幅広い業種が町内の経済・雇用を支えており、本町の産業の持続的な発展を図るため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本事業の対象は、雇用の安定に配慮する観点から、現に町内に事業所等を有し、かつ、労働に従事する者が常駐する事業所等を認定の対象とする。

※ 事業所等とは、本社、本店、支社、支店、工場、事業所、事務所をいう。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、工業団地等は複数存在するものの、先端設備等を導入したい事業者は町内各地域に分散していることから、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、特化した業種は特になく、幅広い業種が町内の経済・雇用を支えている。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

ただし、太陽光発電事業については、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するため自ら消費する設備（自ら消費した余剰電力を売電するものを含む。）に限るものとし、それ以外の設備（全量売電設備であって土地に自立して設置するものなど）は、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、本町への産業集積等の経済波及効果も希薄であることから、本計画の対象から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等の導入により労働生産性が向上することが見込まれるが、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画に盛り込まないこと。また、これまでの

雇用を確保し、雇用人員の適正化計画を策定するなど、町民の雇用環境に配慮すること。

- ・ 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画に盛り込まないこと。また、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ・ 計画書の提出にあたっては、町税等を完納していること。
- ・ 環境に配慮した設備機器に買い換える場合、従来の設備機器は適切に処分すること。また、公害等について近隣住民からの苦情があった場合には、誠意をもって対応すること。